

令和元年7月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和元年7月25日(木) 9時00分
令和元年7月25日(木) 10時30分

2. 場 所

川棚町中央公民館講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 6番
7番 8番 9番
10番 11番 12番
13番

(欠席 なし)
(遅刻 6番)
(早退 なし)

4. 最適化推進委員

14番 18番

5. 議事録署名人

3番 6番

6. 付議事件

第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 協議事項

・農地利用状況調査について

8. 報告事項

・農地の合意解約について

9. その他

・行事報告について

令和元年7月 農業委員会総会

事務局長

「ただいまから令和元年7月の農業委員会総会を開催いたします。」

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は〇〇委員が遅刻されます。本日は全委員が出席ですので、総会は成立していることをご報告いたします。また、本日は推進委員の、〇〇、〇〇委員にも出席いただいております。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。」

(挨拶)

会長

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、7月の行事及び8月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を8月20日、総会開催日を8月23日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

(異議なし)

「それでは次回の現地調査の日程を8月20日、総会開催日を8月23日といたします。」

「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員ですのでよろしくお願いします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員と〇〇委員をお願いいたします。」

会長

「それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。」

事務局

2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)

「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ

事務局	てを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありましたように、議案第6号 3条2番、3番、すでに契約を結んでいるものの継続案件で特に問題ないかと思いますが、3条1番については所有権移転をとまなうものですので、まず調査委員の〇〇委員に説明をお願いしたいと思います。〇〇委員お願いします。」
委員	「10番、〇〇です。22日に〇〇委員、〇〇委員、事務局2名と〇〇推進委員と私で現地調査をいたしました。場所は、〇〇〇〇の裏の〇〇郷を上り、〇〇〇を通り過ぎて登りつめた所の三叉路付近でした。〇〇〇〇の自宅のすぐ道下でした。 そこは、綺麗に〇〇さんが管理されており、譲渡人の〇〇さんは、〇〇さんの甥っ子にあたり、遠方に定住で川棚には帰って来ないので今回叔父の〇〇さんへ譲ると言う事で無償の所有権移転の申請があったようです。特に問題はないと思います。」
会長	「続いて、地元委員からの説明をお願いします。」
委員	「12番、〇〇です。〇〇さんは、これまでもずっと申請地を管理されてきました。81歳ですが、かなり若くて元気な方です。朝も6時から出てきて、音楽を聴きながら作業をされています。まめに動かれる方ですので特に問題はないと思います。」
会長	「続いて、地元推進委員から説明をお願いします。」
推進委員	「18番、〇〇です。調査委員、地元委員の説明のとおりで本当に元気に管理されてきました。バイクで現地に行かれ作業をされていましたが、問題ないと思います。」
会長	「これより議案第6号について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。3条1番から3番まで一件ずつ採決したいと思います。まず3条1番について許可することにご異議ございませんか。」

全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第6号 3条1番 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」
会長	「続いて3条2番について許可することで御意義ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第6号 3条2番農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」 「続いて3条3番について許可することで御意義ございませんか」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第6号 3条3番農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたします。」 「続いて、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
事務局	22ページをお開き下さい（議案朗読及び説明） 「農地の区分は農業振興地域外で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種・第3種にも該当しない第2種農地と判断されます。」
会長	「それでは、調査委員から説明をお願いします。」
委員	「13番、〇〇です。22日に〇〇委員、〇〇委員、事務局2名と私と現地に向かい、〇〇推進委員にも現地へ来てもらい、〇〇郷〇〇〇447番地の〇〇さんの農地を調査しました。場所は、

委員	〇〇〇〇の前でした。そこは、一部盛り上がっていましたが、平に直して、使用して元に戻すときにはそのままの状態を農地として返すと言う事でした。周りには畑等もありませんので何ら問題はないと思います。」
会長	「続いて、地元委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「3番、〇〇です。最初の経緯は、昭和〇〇年の水害の時からのお話で、〇〇〇〇の裏の山の斜面が大雨ごとに土砂災害が懸念されていたのをやっと今年に入り治山工事に入ると言う事になったのですが、これまでに〇〇〇と〇〇さんのやり取りがうまくいかず、本来ならば5月には、工事に入る予定がこの時期になっていました。とりあえず、大型重機を入れるために〇〇の私道を使って道を確保して、拡幅工事のための既存の車の駐車場と機材置き場、ポンプ車、生コン車使用の場所として申請されたようです。</p> <p>1年間と言う誓約ですが、1年後の経過状況であとはまた申請されるようです。砂防ダム等の関係で全部の工事が完成するまでには2年程工事がかかるのではないかと関係者から聞いています。」</p>
会長	「続いて、地元推進委員から説明をお願いします。」
推進委員	「14番、〇〇です。現地は多少こんもりたし状態で、そこを平にして借りる予定と説明がありました。養生として鉄板を敷くと言う事ですので問題はないと思います。工事が終わったら鉄板も取り外すと言う事でした。今よりも平になるので良いのではないかと思います。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第7号 農地法第5条の規定

会長	による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」 「以上ですべての議案の審議を終了しました。」
会長	「続いて、報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」
事務局	報告事項について
会長	「以上をもちまして令和元年7月の農業委員会総会を終了いたします。」
	会長
	議事録署名人
	議事録署名人